投稿:論文

生殖補助医療における「出自を知る権利」をめぐる法制度 ――イギリスとオーストラリアの比較――

日比野 由利*

抄 録

本稿は、提供精子や提供卵子から生まれた人々に対し出自を知る権利を認めているイギリスとオース トラリアのビクトリア州の事例を比較検討する。両国は、世界でも早い時期から出自を知る権利を認 め、長い時間をかけて議論を行い、漸進的に法改正を行ってきた。イギリスでは1991年に生殖補助医療 の管理体制が確立され、2005年以降の提供については、ドナーの身元を特定する情報も開示されるよう になり、匿名性が廃止された。ビクトリア州では、88年に法律が施行され、1998年に匿名性が廃止され た。また、2010年より、子どもの出生証明書に提供の事実を記載することになった。子どもは、将来確 実に知ることになる。一方、イギリスでは、親に告知を推奨する一方で、子どもに知らせるかどうかは、 あくまでも親の意思のもとに置かれている。イギリスの方式は、知る権利の行使を親の告知に依存して いる点で、制約があるというべきである。一方、ビクトリア州の方式は、親が自らの都合により子ども に伝えていなくとも、すべての子どもは知るべきだとの考えに基づいている。また、イギリスでもオー ストラリアでも、これらの法改正は、あくまでも導入後に実施された配偶子提供により生まれた人々に 適用されるものであり、法改正によって、知る権利を保障されない人々の存在が逆説的にも浮上してき た。出生年による格差を埋め合わせるための方策として、イギリスではDNA検査を利用したドナーリ ンクのシステムを導入した。自らの情報を公開してもよいと考えるドナーは、このシステムに登録でき る。一方、ビクトリア州では、2017年から過去に行われたすべてのドナー情報の公開に踏み切ること で、格差を完全に是正した。この法改正は、子どもの福祉を最大限尊重するビクトリア州らしい決定で ある。

キーワード:生殖補助医療、出自を知る権利、イギリス、オーストラリア、配偶子提供

社会保障研究 2018, vol. 3, no. 1, pp. 137-147.

I はじめに

本稿は,第三者が関わる生殖補助医療,すなわ ち精子や卵子,受精卵の提供から生まれた人々が ドナーを知る権利について、これを認めているイギリスとオーストラリアの事例を比較検討しながら、わが国が「出自を知る権利」について法制度化を行うに際して必要な論点を抽出しようとするものである。

^{*} 金沢大学大学院医薬保健学総合研究科 助教

精子提供は、非配偶者間人工授精とも呼ばれ、男性不妊の解消を目的として世界中で行われてきた。日本でも1940年代から公式に行われ、その結果、少なくとも1万人以上もの人々が誕生していると言われている。精子ドナーは匿名(anonymous)で、ドナーとレシピエントは互いにどこの誰であるかを一切知らされることはなかった。媒介した医師は精子提供の事実を誰にも告げないことを推奨し、親は子どもに対して秘匿してきた。不妊は女性側に原因があるとされる社会的風潮の中で、男性不妊は存在しないものとされ、非配偶者間人工授精はタブー視されてきた。

一方、卵子提供による妊娠出産は、80年代に初めて報告された。卵子提供を用いた場合、育ての母親と子どもの間に遺伝的繋がりはないが、妊娠出産という事実により、生物学的繋がりが生じる点が、精子提供との違いである。精子提供に比して新しく、卵子提供で生まれた人々がその事実をどのように捉えているか、ドナーに対しどのように捉えているか、ドナーに対しどのような思いを抱いているか、「出自を知る権利」に関する捉え方において、精子提供で生まれた人々である。現た、これから解明が必要である。現在、出自を知る権利を求めて声を挙げている人々のほとんどが、精子提供で生まれ、成人した人々である。しかしおそらくは、精子提供で生まれた人々の経験をある程度まで外挿することが可能だろう。

第三者が関わる生殖補助医療は、あくまでも子どもに告げないことを前提に行われてきた。しかし後年、両親の離婚や病気、死亡、親子喧嘩など家庭の危機をきっかけに、真実を知らされる人々が一部に出てきた。不意に知らされた人々は、最も信頼している親から長年嘘をつかれていたという不信、遺伝的親は別にいるというアイデンティティの喪失など、大きな混乱とショックに見舞われた[非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子(2014)]。

1989年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」には「児童は…できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」(7条1項)とされてお

り、出自を知る権利を承認しているものと捉えられている。第三者が関わる生殖補助医療によって生まれた当事者らは、各国で強力なロビー活動を行っており、一部の国では出自を知る権利を保障するための法改正が行われるに至った。これまでに、出自を知る権利は、スウェーデン(1984年制定法)、オーストリア(1992年制定法)、スイス(1998年制定法)、ニュージーランド(2004年制定法)、フィンランド(2006年制定法)、イギリス(2004年制定法)とオーストラリアのビクトリア州(1995年制定法)などにおいて認められている。

日本では、2003年の厚生科学審議会生殖補助医療部会報告書に、15歳以上の子どもはドナーの個人情報の開示を請求することができるとされたが、その後、法制化はなされていない。2014年に公開された自民党の特定生殖補助医療法案でも、配偶子提供を容認することを前提としているが、出自を知る権利については法案に盛り込まれておらず、棚上げされたままである。国内でも、精子提供で生まれた当事者らが出自を知る権利を求めて声を挙げているが、日本では出自を知る権利はおろか、その前提となる生殖補助医療全般に関する法整備もなされていない。

そこで、本稿では、世界でも早い時期から出自 を知る権利を認め、長い時間をかけて議論を行 い、漸進的に法改正を行ってきたイギリスとオー ストラリアのビクトリア州の法制度を紹介する。 両国については、既に複数の研究によって紹介が なされている([才村(2014)], [南(2012)], [南 (2014)], [Sonia (2011)], [Sonia (2016)] など)。 本稿では、ビクトリア州で2016年になされた新し い決定事項によって明らかになった両国の方向性 の違いについても言及する。出自を知る権利を保 障するシステムを構築する上では、親からの告知 をあくまで任意のものとして扱うのか否かによっ て強制力が異なる。また、ドナーのプライバシー と子どもの知る権利とのバランスが問題になる。 わが国でも出自を知る権利を保障することが子ど もの福祉にとって不可欠であることが認識されつ つある一方で、依然として告知に対して消極的な 考え方も伺える。そうしたなか、イギリスとオー

ストラリアの違いが示唆するものは、わが国の将来の法制化の方向性を考える上で興味深い論点である。

Ⅲ 研究の方法

イギリスとオーストラリアの生殖補助医療をめ ぐる法律と配偶子提供の運用状況. 出自を知る権 利の位置づけに関し、 文献調査と現地調査を行っ た。文献調査では、日本語または英語で参照でき る先行研究のほか、法律や政府関係の文書を参照 した。とりわけ、英国のHFEA (Human Fertilisation and Embryology Authority) やオーストラリア・ビク トリア州のVARTA (Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority) などの専門機関などによっ て公開されている資料を中心に検討した。現地調 香は、2014年1月にイギリスで、2014年1月及び 2015年1月にオーストラリアで実施した。HFEA やVARTAの専門職員のほか、医師や政府関係者、 研究者,心理カウンセラー、また、依頼親、元ド ナー、精子提供で生まれた人々などにもインタ ビューを行った。

1978年に世界で初めて体外受精を成功させたイギリスでは、1982年、体外受精がもたらす倫理的社会的問題を検討するため「ワーノック委員会」が設置された。委員会の報告書には、18歳以上の

子どもはドナーの情報にアクセスする権利を持つべきであるとの勧告がなされた。報告書をもとに1990年「ヒト受精及び胚研究に関する法律」(Human Fetilisation and Embryology Act 1990, HFE法)が制定された。HFE法に基づいて、翌91年に「ヒト受精及び胚研究認可庁」(Human Fertilisation and Embryology Authority: HFEA)が設立された。HFEAは不妊治療,及び研究における配偶子と胚の管理監督を行っている独立規制機関であり、HFEAを通してドナー情報の保管と公開、カウンセリングが提供される。HFE法は、2004年、2008年、2015年に改正されている。

1990年のHFE法では、18歳以上の子どもに対し、ドナーの身元を特定しない情報の開示が認められた(表1)¹⁾。身元を特定しない情報とは、身体的特徴(髪や皮膚、瞳の色、身長・体重など)、職業、趣味などであり、ドナーの住所・氏名・生年月日は開示されない。法律が施行される91年以降に実施された配偶子提供に適用される。また、2008年法により、ドナーの同意があれば、18歳以上の子どもはドナーを特定する情報(住所・氏名・生年月日)を得ることができるようになった。90年法に基づいて子どもが18歳以上になる2010年には、親、ドナー、ドナーから生まれた人々によって計186件の情報請求が行われた[Sonia (2011)]。

1990年に改正されたHFE法では、ドナーの周辺 情報を得ることはできるが、ドナーの身元を特定 する情報の開示は認められない。そこで、2004 年、18歳以上の子どもに対し、ドナーの身元を特

表1 イギリスにおける法制度の変遷

	HFEAに情報がなくドナー情報にアクセスできない。Donor Conceived Register(旧UK donor Link)によるマッチングのサービスを利用できる。
1991年8月~ 2005年3月 (1990年HFE法)	この時期に提供された配偶子から生まれた18歳以上の子どもは、ドナーの身元を特定しない情報を得ることができる。 (2008年改正により18歳以上の子どもは、ドナーが同意すれば、ドナーの身元を特定する情報を得ることができる)
2005年4月~ (2004年HFE法)	この時期に提供された配偶子から生まれた18歳以上の子どもは、ドナーの身元を特定する情報を得ることができる。
2008年10月~ (2008年HFE法)	ドナーが公開してもよい情報の範囲について、再登録が可能になる。ミトコンドリア提供で生まれた18歳以上の子どもは、ドナーの身元を特定しない情報のみを得ることができる。

出所:HFEAのホームページなどを参照し、筆者が作成。

¹¹⁶歳以上の子どもは、必要なカウンセリングを受けることにより、同等の情報の提供を受けることができる。

定できる情報(住所・氏名・生年月日)の開示を 認める法改正が決議され、2005年4月から施行された。2004年法では、移行期間に関わる定めがあり、2005年4月から2006年3月までの間は、匿名配偶子由来の胚の使用が可能である。凍結胚は10年までの保管が認められており、当該受精卵から生まれた子どもは、2005年以降に生まれたとしても、ドナーの身元を特定する情報にアクセスする権利を持たない。法改正後に提供された配偶子から生まれた子どもが18歳になるのは少なくとも2024年以降になる。

2004年のHFE法は、子どもの知る権利に関して、さらに踏み込んだ内容のものとなった。2005年以降は、あらかじめ個人情報の開示に同意したドナーのみが提供できることや、ドナー情報の開示請求は、事前にドナーに知らされるため、子どもが突然やってきてドアをノックするようなことはない。

90年、及び2004年の法改正により、出自を知る 権利に関して前進がみられたが、一方、法が施行 される前に提供された配偶子から生まれた人々に は知る権利が認められておらず、また2004年法の 施行前後でも知ることができる情報の範囲が異な る。このように、知る権利に格差が生じていた。 このため、2008年法では、格差を緩和するため、 過去に匿名で提供したドナーでも、自発的な意思 により個人情報を公開してもよいという場合に は、その範囲を指定した上、再登録が可能になっ た。これにより、2009年10月までに90名のドナー が再登録の手続きを取った。さらに、ドナーリン クのシステムが導入された。2004年4月にUK Donor Linkが設立され、自発的に自らのDNAを提 供することで、ドナーと子ども、同じドナーから の提供により生まれた半分血のつながりがある兄 弟姉妹とマッチングができる20.2012年の時点で、 計559名の登録があり、内訳は、30代以上で、男性 より女性が多い。そのうち、マッチングできたの はドナーとドナーからの提供により生まれた人々 が6組、同一ドナーからの兄弟姉妹が35組である [Sonia (2011)]。また、2008年法の改正論議中に、提供により生まれた事実を出生証明書に記載すべきとの主張が当事者からなされたが、却下された(後述するオーストラリアではこのアイデアは採択された)。

さらに、2008年法では、2人の女性によって提供された卵子又は胚を、女性に移植するための規則制定が可能となり、2015年に改正されたHFE法では、母親のミトコンドリアに由来する重篤な疾患予防のため核移植の臨床応用が認可された。これに伴い、核移植のための卵子を提供したドナーの情報公開についても規定がなされた。核移植により生まれた18歳以上の子どもは、ドナーの身体的特徴や職業・趣味などの周辺的な情報に限り情報を得ることが認められた。つまり、核移植により生まれた子どもは、精子提供や卵子提供の場合と異なり、ドナーの身元を特定する情報を得ることはできない。個人の遺伝的特徴やアイデンティティは、ミトコンドリアではなく核DNAに含まれているというのがその論拠である。

▼ オーストラリア・ビクトリア州における出 自を知る権利をめぐる法制度

オーストラリアのビクトリア州では、1984年のInfertility (Medical Procedure) Act 1984 (1988年施行)により、1998年1月以降に提供された配偶子から生まれた子どもは、18歳以上になればドナーの身元を特定しない情報にアクセスできるようになった (図2)。ドナー情報は、Central Registerに登録される。

さらに、1995年のInfertility Treatment Act 1995 (1998年施行) により、1998年1月以降に提供された配偶子から生まれた子どもは、18歳以上になればドナーの身元を特定する情報にアクセスできるようになった。

一方,1988年より前の提供により生まれた子どもには、出自を知る権利は保障されていない。こうした格差の問題を緩衝するため、2001年に

²⁾ UK Donor Linkは、2013年4月から事業をThe UK Donor Conceived Registerに引き継いだ。DNA検査による親子関係、半きょうだい関係の鑑定は、100%確実なものではなく一定の不確実性が生じる。

表2 オーストラリア・ビクトリア州における法制度	厚(/)%→零
--------------------------	---------

1988年1月1日~	18歳以上の子どもは、ドナーの身元を特定しない情報を得ることができる。Infertility(Medical Procedure)Act 1984
1997年12月31日	(1988年施行)
1998年1月1日~	18歳以上の子どもは,ドナーの身元を特定する情報を得ることができる。Infertility Treatment Act 1995(1988年施行)
2010年1月1日~	出生証明書に提供によって生まれた事実が記載される。Assisted Reproductive Treatment Act 2008(2010年施行)
2017年3月1日~	ドナーの匿名性が完全に廃止される。Assisted Reproductive Treatment Amendment Act 2016(2017年施行)

出所: VARTAのホームページなどを参照し、筆者が作成。

Voluntary Registerが設置され、関係者(ドナー、親、子ども)が任意で登録し、マッチングが可能になった。

2006年以降,ドナーの身元を特定しない情報へのアクセス権を持つ子どもが18歳になることを受けて,2006年から2009年まで,親の告知を促すためにTime to Tellキャンペーンが展開された。ドナーは18歳以上の子どもの同意があれば,子どもの情報にアクセスできるため,それまでに親から告知がなされていなければ,ドナーからの問い合わせによって子どもが事実を知ることになるからである。この時点までは,子どもの知る権利は,あくまでも親の告知を前提としていたといえる。

こうした限界を乗り越えるため、2008年のAssisted Reproductive Treatment Act 2008(2010年施行)により、配偶子提供の事実を出生証明書に"addendum"(追加事項)として記載することになった。これにより、親が告知しなくとも子どもは知ることができる。出生証明書は二重になっており、本人だけが配偶子・胚の提供により生まれた事実を知ることができる。出生証明書はいずれ子ども自身に開示されることになるため、親の側に告知を促す効果があることも期待された[南(2012)]。

以上の法改正が行われる一方で、1988年以前になされた提供によって生まれた人々が出自を知る権利を行使するのは依然として難しい状況にあった。88年から97年の間に生まれた人々の間でも、得られる情報の範囲に差異があった。出生年によって格差がある問題を是正すべきであるかどうかについて、2010年6月にビクトリア州議会から州法改正委員会に対し審議委託があり、2010年9月15日に中間報告が、2012年3月に最終報告書が提出された。

州法改正委員会の最終報告書において、出自を知る権利に関する格差を是正すべきであるとの勧告がなされた [Victorian Law Reform Committee (2012)]。法改正委員会の勧告は、配偶子提供で生まれたすべての子どもが、ドナーの身元を特定する情報を得ることを遡及的に認めるとするものであった。

法改正委員会では、匿名で提供した精子ドナー9名へのインタビューも行われていたが、より広くドナーの意見を聴取するため、VARTAとMonash大学によりインタビュー調査が行われた[Hammerberg et al. (2014)]、[VARTA (Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority) in collaboration with Monash University (2013)]。42名の匿名ドナー(精子ドナーが36名、卵子ドナーが6名)のうち、半数を少し超える数のドナーが、個人情報の強制的開示に反対した。その中には、政府を訴えると主張したドナーもいた。

ビクトリア州政府が推し進めようとしている遡及的な開示に関して、ベルギーの研究者からは、法秩序に反する、政府への信頼が消滅するなどとして、反対する論陣も張られた[Pennings (2012)]。さらに現場からは、ドナー情報の開示に水を差す現象も報告された。クリニックに残された記録はドナー・コードの部分が黒く塗りつぶされていたり、紙が破れ破損していたりと、ドナー情報の大部分が辿れないようになっていた事実が明るみに出た。

州政府の回答は、2014年8月に示された。ドナーへの調査結果を受け、政府からは、あくまでもドナーの同意のもとで個人の身元を特定する情報が開示されるという妥協案が提示された [Parliament of Victoria Law Reform Committee (2013)]。2013年12月に修正法案が提出され、

2014年8月21日にAssisted Reproductive Treatment Further Amendment Act 2014が議会に承認された。

修正案は2015年6月29日から施行された。改正法は、1988年以前の匿名のドナー情報について、クリニック等に保管されている記録をCentral Registerに提出することを義務づけている。これにより、1988年より前の提供によって生まれた人々は、ドナーの同意があればドナーの身元を特定する情報を得ることができるようになった。この法改正は、当初の勧告からは一歩後退したものとなり、配偶子提供によって生まれた人々の間に大きな失望をもたらした [Allen (2016)]。

2015年以降、匿名性の完全な廃止を求め、Are you donor conceived 2015などのキャンペーンが行われた。他方、Australian Medical Association(AMA)は、あくまでもドナーの同意を得るべきだ、遡及的な形で匿名性を廃止することは、医師に対する患者の信頼を損ねると反発し、匿名ドナーだった男性やその家族からは強い不安や反対の声が挙がった。ある記事は、ドナーだった人々の声を次のように紹介している。

あるドナーは、ドナーの許可なく個人情報が開示されるようなことがあれば法的手段を取ると述べている。別のドナーは、名前などがわかってしまえば、インターネットが発達した時代なので、すぐに住所などを突き止められてしまう、許可なくコンタクトをとろうとすれば処罰されるといっても、確信犯でストーカー行為を行う者を阻止することはできない、どこからか見られているのではないかという不安を感じると、述べている。この男性の妻は、別の州に引越したいと言っているという。男性は、ドナーに対して法改正案がきちんと周知されていない、すべてのドナーにこの計画が知らされるべきであるとも述べている [Julia Medew and Graig Butt (2015)]。

上記のような異論もくすぶる中、配偶子提供によって生まれた人々の悲願が身を結び、2015年11月25日にAssisted Reproductive Treatment Amendment Bill 2015が国会に提出された。この法改正案の最も大きな特徴は、すべてのドナー情報は、ドナー

の同意なく公開される. という点にある。

例外なき公開によって、ドナーやドナーのプライバシーが侵害される危険性がある。双方の権利を調整するため、ドナーと子どもは、互いにContact Preferenceを出すことができる。例えば、メールや手紙の交換のみ、サポートミーティングを通してのコンタクト希望など、互いに希望する方法での交流が可能になる。Contact Preferenceのうち、一切の接触を拒否する場合は、面会拒否権(Contact Vetos)を出すことが認められている。面会拒否権を無視して接触を試みた場合は処罰される。特に子どもは、Contact Preferenceが提示される前に、誓約書の提出が求められ、署名しなければドナーの情報を得ることはできない。

法改正案は、2015年12月に下院で可決された。2016年2月23日に上院で可決され、2017年3月1日、法が施行された。これにより、ドナー情報は例外なく公開されることになった。すなわち、ビクトリア州は、配偶子提供によって生まれたすべての人々に対し、子どもの出自を知る権利を保障することになった。

V 考察──出自を知る権利をどこまで、どのように保障するか

イギリスでもビクトリア州でも、子どもの出自を知る権利を保障するために数度にわたり法改正が重ねられてきた。イギリスでは1991年のHFEA設立に伴い、ドナー情報の管理体制が導入された。当初、ドナーの周辺情報のみが開示されることになったが、2005年以降の提供については、ドナーの身元を特定する情報も開示されるようになり、匿名性が廃止された。大きな前進だが、それまでに約14年の年月を費やしている。一方、ビクトリア州では、こうした変化は1988年から1998年にかけての約10年で達成された。

イギリスでもビクトリア州でも、こうした法改 正が行われた背景には、精子提供で生まれた当事 者による権利主張があった。突発的に事実を知ら された当事者の苦悩、そうした実体験に基づく告 発を受けて、子どもの権利拡張のため、さまざま な調査研究や啓発活動が積み重ねられてきた。そして、長い年月をかけて社会的合意を得る努力が 図られ、ドナー情報の段階的な公開や、匿名性の 廃止が成し遂げられた。

だが、イギリスでもオーストラリアでも、これらの法改正は、あくまでも導入後に実施された配偶子提供により生まれた人々に適用されるものであった。そして、出自を知る権利を認める法改正によって、知る権利を保障されない人々の存在が逆説的にも浮上してきた。知る権利の格差の問題である。

格差を埋め合わせるための方策として、イギリスではドナーの再登録のシステム、及びDNA検査を利用したドナーリンクのシステムを導入した。そして、ビクトリア州でも、任意で情報を登録できるVoluntary Registerのシステムが導入された。これらのシステムの特徴は、あくまでも自発的な同意に基づいているという点にある。しかし一方では、たとえ後年、ドナーが気持ちを変え、自らの情報を提供したとしても、生まれた子ども自身が事実を知らされていなければ、マッチングは成立しない。

イギリスで精子ドナーとして80年代後半から90年代前半にかけて、何百回も提供を行ったという男性は、次のように述べた。「精子提供で生まれた子どもたちの窮状をテレビで知って、何かしなければならないと思った。そして、DNAサンプルを提供したが、まだ一人もマッチングできていない。まだ気がついていないようだが、自分は辛抱強く待つ」[日比野ほか(2015)]。

子どもが知る権利を行使するためには、親は子 どもに真実を伝える必要がある。しかし、イギリ スでもビクトリア州でも、親への啓発活動が行わ れ、オープンな雰囲気が醸成されているが、それ でもすべての親が告知できているわけではないだ ろう。出自を知る権利が認められ、ドナー情報の 開示請求が可能な場合でも 実際に開示請求が行 われるのはごく一部であることが知られている3)。 この現象については、二通りの解釈が可能であ る。親が子どもに告知をしていない可能性と、告 知をしているが子どもの意思によって開示請求が なされていない可能性である。後者は、さらにい くつかの状況が考えられる。親から知らされた子 どもは、知らされたことで満足し、格段ドナーに 関心を持たないのかもしれない。あるいは、子ど もは親の影響下にあり、ドナーに関心を示すこと で親を傷つけるかもしれないと恐れているのかも しれない。またあるいは、いまはまだその時期で はないと考えているのかもしれない。告知されて いないからドナー情報を請求しないのか、告知さ れていてもあえてドナー情報を請求しないのか、 告知がどれだけ行なわれているかについての正確 なデータがない限り、推測の域を出ない。しか し. 知る権利の行使を親の告知に依存している点 はやはり制約があるというべきである。

たとえ親が自らの都合により子どもに伝えていなくとも、子どもは知る権利を行使するべきであるという考えのもと、ビクトリア州で考案されたのが、子ども自身がさまざまな手続きの際に役所に請求することになる出生証明書に事実を記載するということであった。これにより、将来、子どもは確実に知ることになる。ビクトリア州では親から子への告知を義務づけてはいないが、限りなく義務づけているに等しいといえる。

一方、イギリスでも同様の施策が要請されたものの、採用されなかった。その理由としては、強制的開示を推し進めることで、虚偽の報告がなされる可能性があること⁴、また匿名で実施している海外への流出を却って促進する結果につながる懸念があるというものである[日比野ほか(2016)]、[日比野(2017)]。親が子どもに告げるか否かは、あくまでも親が決めることであり、国

 $^{^{3)}}$ 1984年から出自を知る権利が保障されているスウェーデンでは、子どもが成人する2003年以降、実際に情報の開示を求めたケースはほぼ皆無であった。[石原理(2010)]。

^{*} 体外受精クリニックで配偶子提供を受けた結果, 妊娠したかどうか, 子どもが生まれたかどうかの報告は, 親自身が行う。このため, 虚偽の申告が可能であり, クリニックは100%真実を把握できる立場にあるわけではない。また, 子どもの出生後, 役所への登録は親自身の手によって行われる。

民のプライバシーに政府が過度に介入すべきではないという考えがある。HFEAの職員は、次のように述べる。「自分たちは政策を作るだけで人々の意思決定にまでは介入しない。告知をするかしないか、いつするかは人々が自分で決めることだ。2008年の法改正のとき、出生証明書に提供の事実を書くべきだという意見もあったし、ロビー活動も行われた。しかしその案は採用されなかった。それは介入的すぎる。そこまではしないというのが現時点でのバランス感覚だと思う」[日比野(2017)]。

イギリスの生命倫理に関する調査機関は、早い時期に子どもに告知することを勧めており [Nuffield Council of Bioethics (2013)]、出自を知る権利を保障することは子どもの福祉にかなうものであることを認めている。しかし、親に告知を推奨する一方で、子どもに知らせるかどうかは、あくまでも親の意思のもとに置かれている。

イギリスでも、ドナー情報へのアクセス権を全く持たない人々にも、知る権利を平等に保障すべきだとの要請は出されている。しかし、HFEAでは、Voluntary Registerやドナーリンクを導入することによる救済措置を認めているだけで、ビクトリア州のように遡及的かつ強制的に開示するという政策を採っていない。つまり、1991年7月以前の提供により生まれた人々とそれ以降に生まれた人々の間には知る権利に関して、依然として絶対的な格差がある。ドナーの個人情報の開示には、ドナー自身の同意が不可欠であるという原則は崩されていない。

一方, ビクトリア州では、遡及的にすべてのドナー情報の公開に踏み切ることで、匿名性を完全に廃止した。ビクトリア州政府は、次のようにそ

の意義と根拠を説明している。近年. DNA検査が 普及してきており、ドナーやドナーからの半きょ うだいを探し出すことはますます容易になってき ている50。このため、ドナー情報は公開を義務づ けられなくとも、 公開されたのと同じ状況に置か れている。ビクトリア州の法改正は、ドナーのプ ライバシーを考慮しない強引なやり方に見える が、新しい法改正の意義はむしろ、ドナーとド ナーの家族、配偶子提供によって生まれた人々の 平穏な日常生活を守るために. 面会拒否権を付与 することにある。これにより、望まない接触を、 法的強制力を持って遮断することができる。過去 に遡って法の効力を及ぼすことは、例外的な対応 に見えるが、ビクトリア州では、Adoption Act 1984によって、養子の出自を知る権利を遡及的に 認めたという先行例がある。既に過去のドナー情 報のかなりの部分は破壊されているという指摘も あるなど, 抜け穴はあるとはいえ, 子どもの福祉 を最大限尊重するビクトリア州らしい決定であ

VI 結語

世界でも早い時期から出自を知る権利を認め、 法改正を行ってきたイギリスやビクトリア州では、長い時間をかけて議論を行い、法改正にこぎ つけてきた。日本はスタート地点にも立てていない状況である。一方で、海外で配偶子提供などを 利用する日本人は増加しており、子どもの出自を 知る権利を保障することは喫緊の課題となっている。

国境を超えた生殖医療の問題は、子の出自を知る権利の保障に関しても影を落としている。イギ

⁵⁾ 23 and Meなど100ドル程度で受けられる遺伝子検査が普及している。23 and Meは、Googleが出資しているアメリカの大手のDNA解析会社である。DNAを送付すれば、病気のリスクだけでなく、祖先の過去のストーリーや血縁関係も表示される。例えば「23 and Meで検査済みのいとこが73人いるようです」などと表示され、互いに希望すれば相手と交流することもできる。このような検査を用いて偶然、育ての親とは遺伝的に繋がっていないことを知ったり、ドナーからの兄弟姉妹と出会う人もいる [仙波由加里 (2016)]。

⁶ オーストラリアでは、1950年代から70年代にかけて、未婚女性が生んだ子どもは強制的に養子に出され、産みの親の情報は抹消された。さらに、70年代までの間の約40年間、原住民を白人社会に同化させるため、原住民の子どもを強制的に親元から引き離し、養子に出したり、養護施設に引き取らせたりした。子どもの福祉は、こうした人権侵害とともに想起され、政府には大きな反省があるものと考えられる。

リスやオーストラリアでも、ドナー不足や待機時間の長期化の問題などにより、国外で配偶子提供を受ける人々は少なからず存在している。また、国内のドナー不足を背景として、配偶子の輸入も行われている。こうしたケースにおいては、子どもの出自を知る権利の保障に関して、国内外で格差が生じることになる。本稿では取り上げることができなかったが、グローバル化を踏まえた対応について、以下に若干の方向性を述べるとともに、詳細は稿を改めて論じたい。

生殖補助医療に市場原理が取り込まれている米 国などでは、ドナーの情報を求めるレシピエント の選好に応えるため、匿名のドナーだけでなく、 コンタクトが可能なドナーも登録されている。シ ングルや同性カップルなどがこうした非匿名ド ナーを積極的に利用しており、配偶子提供は、必 ずしも匿名が前提だという時代ではなくなってき ている。そもそも、ドナーの人となりや遺伝的背 景を知ることは親にとってもメリットがあるで。 子どもに告知することを予定しているならば、将 来、子どもが面会を希望すれば親自身がドナーに 連絡を取り、面会の場をアレンジすることもでき る。法制度の構築では遅れている日本だが、生殖 補助医療を利用する親への啓発活動はいつでも可 能である®。配偶子提供を利用する親自身の意識 が変化することにより、匿名のドナーを希望する 親が減少すれば、公的管理機関が設立されなくと も. 出自を知る権利の保障は個々の家族単位で実 現が可能である。イギリスやオーストラリアな ど、第三者が関わる生殖補助医療によって生まれ てきた人々の声に耳を傾け、彼らの要望に応える ために行われてきた法改正の努力は尊重に値す

る。そして、これらの国々では、親の意識もオープンなものに変化してきている。今後は、海外で配偶子提供などを利用する際にも、コンタクト可能なドナーを選択する人々が増えていくかもしれない。一方、日本でそうしたことが実際に成し遂げられるのは、もっと先の話になるのだろう。

謝辞

本研究は、平成26年度厚生労働省 児童福祉問題調査研究事業「諸外国の生殖補助医療における出自を知る権利の取扱いに関する研究」、平成27年度厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業「諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究」による成果の一部である。

(平成29年7月投稿受理) (平成30年1月採用決定)

参考文献

Hammarberg, K., Johnson, L., Boyrne, K., Fisher, J., and Kirkman, M. (2014) "Proposed legislative change mandating retrospective release of identifying information: consultation with donors and govern response" *Human Reproduction*, Vol. 29, No.2, pp.286-292.

非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子(2014)『AIDで生まれるということ一精子提供で生まれた子どもたちの声』,萬書房。

日比野由利・中村裕之 (2015a) 「イギリスにおける配偶子提供の実施体制と出自を知る権利」、『平成26年度児童福祉問題調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における出自を知る権利の取扱いに関する研究』、pp.123-146。

----- (2015b)「オーストラリア・ビクトリア州に おける配偶子提供の実施体制 と出自を知る権利」,

⁷ 卵子提供で母親になったオーストラリア在住の女性は「自分の娘にはアレルギーや湿疹の問題がある。これは 父親からのものだが、何かあったら自分は彼女に聞きに行く。だから知り合いのドナーはよいことばかりだ。匿 名ドナーを利用した友人を知っているが、彼女は今頃になってドナーを探し回っていて気の毒だ」と述べ、ド ナーを知っている方が有利だと語っていた(日比野 [2017])。

^{**}日本人親の告知に対する意識調査がある。久慈ほか (2000) によれば、精子提供で父親になった男性にアンケート調査を行ったところ、告知を考えている人はほぼ皆無であった [久慈直昭・堀井雅子・雨宮香、ほか (2000)]。また、久慈ほか (2003) によれば、夫婦ともに75%が一般的な意見として、子どもには絶対に話さない方が良いとしていた。しかし、子どもが精子提供の事実を知り、ドナーを探したいと言ったら、その意思を尊重したいと考えていた [久慈直昭・吉村泰典・末岡浩、ほか (2003)]。さらに、井上ほか (2011) によれば、告知を考えている夫婦は全体の10%以下であった [井上治・久慈直昭・福永朝子、ほか (2011)]。親の告知に対する態度は、徐々に変化が伺えるものの、依然として保守的である。

- 『平成26年度児童福祉問題調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における出自を知る権利の取扱いに関する研究』、pp.147-167。
- -----(2016)「オーストラリアにおける生殖補助医療--法律と実際の運用について」、『平成27年度 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究』、pp.122-149。
- 日比野由利 (2017a) 「イギリス」、『生殖テクノロジーとヘルスケアを考える研究会 畑 生殖補助医療のフィールドワーク』、pp.5-18。http:// hibino. w3. kanazawa-u.ac.jp/img/houkoku_2017.pdf (2016年6月30日最終確認)。
- 井上治・久慈直昭・福永朝子・菅原かな・小川誠司・奥村典子・山田満稔・浜谷敏生・末岡浩・青木大輔・吉村泰典,ほか(2011)「非配偶者間人工授精実施機関および受容者夫婦の出自を知る権利・告知に関する意識調査」、『日産婦雑誌』Vol.63, No.2, p.652。
- 石原理(2010)『生殖医療と家族のかたち-先進国スウェーデンの実践』平凡社新書。
- Julia Medew and Graig Butt, (2015) "Wealthy sperm donor fears from more than two dozen offspring" *The Age Victoria*. (September 4 2015) http://www.theage.com. au/ victoria/ wealthy-sperm-donor-fears-contact-from-more-than-two-dozen-offspring-20150903-gjefke. html (2016年6月30日最終確認).
- 久慈直昭・堀井雅子・雨宮香, ほか (2000)「非配偶者間人工授精により挙児に至った男性不妊患者の意識調査」,『日本不妊学会雑誌』, Vol.45, No.3, pp.41-47。
- 久慈直昭・吉村泰典・末岡浩・浅田弘法・岩田壮吉・橋 場剛士,ほか(2003)「配偶子・胚提供を含む統合的 生殖補助医療のシステム構築に関する研究:精子提 供により子どもを得た日本人夫婦の告知に対する意 見」,『平成14年度厚生労働科学研究(子ども家庭総 合研究事業)報告書』, Vol.5, No.11, pp.296-307。
- 南貴子(2012)「オーストリア・ビクトリア州における 生殖補助医療の法制化による子の出自を知る権利の 保障」、『海外社会保障研究』Vol.179、pp.61-71。
- —— (2014)「配偶子ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の遡及的保障をめぐる課題: オーストラリア・ビクトリア州の事例を中心に」, 『医学哲学医学倫理』Vol.32, pp.22-32。

- Nuffield Council of Bioethics (2013) Donor conception: ethical aspects of information sharing. http://nuffieldbioethics.org/project/donor-conception (2016年6月30日最終確認).
- Parliament of Victoria Law Reform Committee (2013)

 Inquiry into access by donor-conceived people to information
 about donors: Victorian Government Response. https://
 www.parliament.vic.gov.au/images/stories/committees/
 lawrefrom/donor-conceived/Response_to_Donor-conceived.
 pdf (2016年6月30日最終確認).
- Pennings Guido (2012) "How to kill gamete donation; retrospective legislation and donor anonymity" *Human Reproduction* Vol.27, Vo.10, pp.2881-2885.
- 才村眞理(2014)「生殖技術により生まれた子どもの出 自を知る権利」、『女性学講演会』 Vol.17, pp.28-53。
- 仙波由加里 (2015)「米国における第三者のかかわる生殖医療の現状」、『平成27年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究』、pp.71-112。
- Sonia Allan (2011) A Cross-Jurisdictional Study of Regulatory Requirements and Pravtive Regarding the Recording of Donor Information and its Release to Donor Conceived People; A Report Prepared for the Winston Churchill Memorial Trust of Australia. pp.1-56
- VARTA (Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority) in collaboration with Monash University (2013) Donors who donated gametes in Victoria before 1998: access by donor conceived people to information about donors.
- Parliament of Victoria Law Reform Committee (2013)

 Inquiry into access by donor-conceived people to information about donors: Victorian Government Response. https://www.parliament.vic.gov.au/images/stories/committees/lawrefrom/donor-conceived/Response_to_Donor-conceived.pdf (2016年6月30日最終確認).
- Victorian Law Reform Committee (2012) Inquiry into access by donor-conceived people to information about donors: Final Report. https://www.parliament.vic.gov.au/images/stories/committees/lawrefrom/iadcpiad/DCP Final Report.pdf (2016年6月30日最終確認).

(ひびの・ゆり)

"Children's right to know": A comparison of assisted reproductive technology regulations in the UK and Australia.

Yuri HIBINO*

Abstract

This paper compares laws in the UK with those in the Australian state of Victoria with regard to the rights of individuals born from donated sperm and eggs to know their genetic origins. Both countries have discussed this issue for many years and have gradually acknowledged that individuals have the right to know their genetic origins. The UK established a system to regulate assisted reproductive technology in 1991, and identifying data about donors were made available to the children by law after 2005, thus ending anonymity. In Victoria, the law ending donors' anonymity was implemented in 1988 and revised in 1998, and the government mandated that the information of the donation be added to birth certificates in 2010. Thus, children born from donated sperm and eggs are guaranteed the right to know about their genetic origins. Although the government of the UK advises parents to tell their children about the circumstances of their conception, the actual decision about disclosure is left to the parents, which constitutes a restriction on the right to know. On the other hand, Victoria's policy is based on the idea that all children should know about their genetic origins, regardless of the beliefs of their parents. Importantly, these stipulations apply only to individuals born after their enactment; that is, in both the UK and Victoria, people born before the effective date of the relevant law have no right to information about their genetic origins. Paradoxically, this situation has increased the visibility of the latter group. To compensate for the disparity in the right to information, the government of the UK introduced a donor link system based on DNA data that allows donors to register on a voluntary basis. In 2017, Victoria ended anonymity completely by making all donor information available without the requirement of consent from any of the parties. This stipulation is consistent with the Victorian policy that places the highest value on the welfare of the child.

Keywords: Assisted Reproductive Technology, Children's Right to Know Their Genetic Origin, UK, Australia, Gamete Donation

^{*} Assistant Professor, Department of Medical Science, Kanazawa University